

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：17501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780071

研究課題名(和文) 詐害的会社分割における残存債権者保護-会社法・民法・倒産法の交錯の比較法的研究-

研究課題名(英文) Protection of Remaining Creditors in Fraudulent Company Split- a mixture of Company Law/ Civil Law/ Insolvency Law: A Comparative Study

研究代表者

牧 真理子 (MAKI, MARIKO)

大分大学・経済学部・准教授

研究者番号：60648054

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：わが国では、詐害的(濫用的)会社分割における分割会社の残存債権者の保護類型として、会社法上の直接の履行請求権、倒産法上の否認権および民法上の詐害行為取消権等が併存していると考えられる。各類型の適用は濫用的会社分割の詐害性の内容により判断されるが、濫用的会社分割は狭義の詐害性も偏頗性も含んでいるため、画一的な判断基準は容易に示されない。ドイツ法の分析を参考にすると、個別の事案における保護類型のあてはめは、会社法上の直接の履行請求権、否認権および取消権行使の相手方が、自己の態様(支払不能の恐れ、債権者を加害する認識等)をどのように捉えていたか、実質的な判断をもとに導かれるということが示唆される。

研究成果の概要(英文)：When a company splits, its rights and obligations are comprehensively transferred to succeeding company, etc. without the consent of its existing creditors. In Japan, there have been frequent abusive company splits, e.g. allowing creditors of the original company to be excluded from the succeeding company and avoiding claims by bankrupting the split company. The types of protection for remaining creditors include the right to directly demand performance in company law, the right of avoidance in insolvency law and the right to demand the rescission of fraudulent act in civil law. Although the choice of which protection to apply depends on the nature of the fraudulent acts concerned, since an abusive company split also includes fraudulent conveyance and preference, assigning the standard is difficult. In this study, it is suggested that the protection types should be decided in individual cases based on substantive judgment of the opponent exercising said rights of the situation at hand.

研究分野：民事法学

キーワード：会社分割 債権者保護

1. 研究開始当初の背景

平成12年に整備された会社分割制度は、企業の国際的な競争が激化した社会経済情勢の下で、柔軟な組織再編成に貢献することを目的として整備された。会社分割では分割会社の権利義務は分割会社の既存の債権者の同意なく承継会社等に包括的に承継されるが、それゆえに、分割会社を倒産させることによって、分割会社の債権者のうち承継会社等へ承継されなかった債権者（以下、「残存債権者」という）の追及から逃れる等、会社分割が濫用的に用いられるという事例が頻発し、重大な問題となっていた。本研究の申請当時は、この問題について、判例上、残存債権者のための保護類型が形成されており、立法論としても、法制審議会会社法制部会により平成24年8月1日「会社法制の見直しに関する要綱案」が公表されたという時期にあり、同年10月12日には、最高裁判所がこの問題に関して詐害行為取消権の行使を認めると読める判断を示した。

本研究は、上記の問題状況を背景として、会社法上の立法的解決、民法上の詐害行為取消権の行使および破産法上の否認権行使が併存するなかで、各々の棲み分けや行使領域が明確になりうるか探求することを目的に、会社分割の詐害性ないし偏頗性の意義について焦点をあてることにしたものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近年会社法において注目されている詐害的（濫用的）会社分割の局面における分割会社の残存債権者の保護の問題について、会社法、破産法上の否認権および民法上の詐害行為取消権の相互関係に着目し、濫用的会社分割の「詐害性」の意義およびさまざまな保護類型の適用のあり方について、ドイツ法を比較法的に検討し、解釈上の提言を目指すものであった。

3. 研究の方法

会社分割の債権者保護制度はヨーロッパ諸国に多く見られるが、そのなかでドイツは物的分割について規整し、分割会社の残存債権者保護に関する規定を有していることが特長的である。本研究においては、残存債権者の保護に関する規定を有するドイツ法を分析することが有益であろうと考えた。

研究の方法として、まず、濫用的会社分割の分割会社の残存債権者保護について濫用的会社分割をめぐる日本の判例、学説の網羅的に整理した。次に、ドイツ法を比較対象として、組織再編、会社分割における債権者保護のあり方を概観し、「詐害性」ないし「偏頗性」の具体的内容について、組織再編法、倒産法、および債権者取消権法の多方面から分析を行った。

4. 研究成果

(1)平成26年改正会社法

濫用的会社分割における残存債権者の保護に関して、わが国の平成26年改正会社法は、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社・設立会社に対し、承継した財産の価額を限度として債務の履行を請求することができることを規定した（会社法759条4項、761条4項、764条4項、766条4項）。会社法の規定する残存債権者を「害すること」について、立案担当者は、民法上の詐害行為取消権では、典型的には債務者の財産処分行為によって債務超過となる場合が「債権者を害する」という要件に該当すると解されていることを指摘し、当該問題について、会社法においても同様に解するとしている。詐害性の解釈は、民法の債権法改正作業過程において、詐害行為取消権の詐害性の判断基準が、破産法上の類型化に倣って調整が進められていることから、会社法が想定する濫用的会社分割における「詐害性」の意味も影響を受ける可能性があるとして指摘されてきた。そこで、濫用的会社分割における「詐害性」の内容、民法上の詐害行為取消権および破産法の否認権の平仄ないし調整の可能性が問題となりうる。

(2)ドイツ法の構造

日本の法状況と比較して、ドイツでは、組織再編法が会社分割の局面における残存債権者の保護を規定している。組織再編法制定以前は、わが国と同様に、破産法上の否認権および債権者取消権法上の取消権行使によって保護が図られていたが、組織再編法制定によって、両法の規定は事実上意義を持たなくなったと解されている。

組織再編法制定以前は、濫用的会社分割における残存債権者について、両法による保護の余地があった。加えて、ドイツ法はわが国の破産法の母法であり、わが国の詐害行為取消権と同様の規定を有するドイツ債権者取消権法と破産法は歴史的に起源を一にしていた。

このような状況から、以下では、各法の関連規定を比較法的に分析した結果を述べる。

(3)組織再編法上の規定の概要

組織再編法は、分割会社が会社分割制度を恣意的に利用することを防止し、分割会社の残存債権者の保護を図るため、担保提供請求権および特別の債権者保護を有している。担保提供請求権（22条1項、125条）は、債権者は、会社分割の登記が公告された後6ヶ月以内にその請求権を書面により届け出て、会社分割により債権の履行が危険に晒されていることを疎明した場合に、当該債権者が債権の満足を得られない限りにおいて認められるものである。特別の債権者保護（1

33条1項・3項)は、会社分割に参加した会社(以下、「会社分割当事会社」という。)は、分割会社の債務について連帯債務者としての責任を負い、分割契約書または分割計画書のなかで、会社分割の効力発生前の既存の債務を割り当てられなかった会社分割当事会社は、その債務の弁済期が会社分割後5年を経過する前に到来し、かつこれを裁判上請求されたときにのみ責任を負うというものである。加えて、分割会社の株主および債権者が会社分割に際して損害を被った場合、会社分割の契約締結に際して注意義務を尽くさなかった分割会社の機関構成員は、連帯して損害を賠償する責任を負う。

会社分割当事会社の連帯責任は、分割会社が包括的な会社分割の自由を有していること、分割会社の会社債権者が会社分割手続に参画できないことから、濫用的会社分割が起こりうる懸念され、会社分割当事会社が会社分割制度を濫用しないための措置として制定された。学説上、この連帯責任により、残存債権者の保護は十分であり、それゆえ他の保護手法は日本とは異なり有効なものとはなっていないといわれている。

(4)会社分割の効力の存続

組織再編法が強力な連帯責任を有するのは、立法者が会社法上の行為をできるだけ維持するという一般的傾向を持っており、合併や会社分割といった組織再編の事後的な清算は難しく、それらに瑕疵があっても効力を存続させることが望ましいと考えたことも影響している。わが国では平成26年改正会社法により組織再編行為等の差止請求規定が新設され、その効果が議論されているところである。一方ドイツでは、組織再編の早期に安定させ、組織再編の効力発生が事後的に阻止されることのないよう、組織再編法制は組織再編無効の訴えの規定を有しておらず、組織再編に係る株主総会決議の効力を争う訴えを事前の差止め制度として機能させていた。しかし、組織再編に係る株主総会決議の効力を争う訴えが提起されると組織再編の効力発生要件である登記ができないため、当該訴訟を提起する株主のなかには、訴訟の取下げと引き換えに経済的価値を得ようとする者もいた。組織再編法は、そのような略奪的意図を有する訴訟提起に対する登記停止の解除を規定した。組織再編法は、事前の差止め制度を有効に機能させつつ、法的安定性や組織再編の効力の存続を念頭に法的枠組みが整理していることがわかる。

(5)倒産法の否認権および債権者取消権法の取消権

組織再編法は、濫用的会社分割が起こりうることを想定しているが、濫用性ないし詐害性の意義について説明していない。そこで、本研究では、詐害性について検討するために、組織再編法制定以前の法状況から検討した。

組織再編法制定以前は、濫用的会社分割を阻止しうる法制度として、倒産法および債権者取消権法があった。両法は、歴史的に根源を同じくするものである。

わが国における問題に関連して、詐害性のある会社分割の否認は、破産債権者を直接に害する法律行為の否認(132条)および故意による加害を理由とする否認(133条)が比較対象になると考えられる。破産債権者を直接に害する法律行為の否認は、倒産手続の開始申立前3ヶ月以内にされた法律行為で、債務者が法律行為時に支払不能であり、かつ相手方がその行為時に支払不能を認識していた場合、またはその行為が申立後にされ、相手方が行為の当時支払い不能もしくは申立を知っていた場合を規制する。故意による加害を理由とする否認は、倒産手続の開始申立前10年内または開始申立後に、債権者を害する意図によりされた法的行為で、相手方がその行為時に債務者の意図を認識していた場合を規制する。

債権者取消権法上の取消権は、倒産法とは異なり、個別に債権者保護を図るために行使される。加えて、執行制度と密接な関係にあることから、一次的には債務者が取消の相手方に譲渡した対象物を、その取り消しうる行為がなかったならば債務者の財産に属していたように債権者の取戻状態を回復させるという効果がある。

(6)詐害の意義

上記の倒産法の否認権行使において想定される詐害性は、行使対象物に関する当事者の認識のあり方と密接に関係している。客観的な債権者詐害とは、従来の連邦通常裁判所の判例よると、倒産債権者全体を前提としてとらえ、否認された法律行為と債権者の取戻の減少の間に因果関係があること、否認された譲渡、売買、価値の放棄がなかったならば、債務者財産から、倒産債権者はより有利に満足を得られるはずであったことを意味している。学説では、倒産債権者の詐害の概念は幅広く、手続終了の際に倒産債権者に対する配当率が減少する場合はこれに該当し、劣後的倒産債権も含め十分な担保権を有していない債権者全体を基準に考えられている。

倒産法132条は、経済的に危機的な状態にある債務者が、廉価売却をした場合等を詐欺性があるものと認めている。同法133条は、現在の支払不能や破産財団不足の認識では足りないが、債権者を害する認識についての徴候は、債務者は債権者を加害する意思を有するものと解される。学説上、客観的に企業再建の見込みがなく、企業再建が頓挫した際には債権者を害し、将来の倒産債権者に企業再建のリスクを故意に負わせることを債務者が認識している場合は、企業再建のためにも否認されうると解されている。債務者の支払不能が差し迫っていること、そして債務

者の行為が債権者を害することを認識していた場合には、否認権の行使が可能である。

債権者取消権法は、債務者の故意の内容としての認識や意欲は、倒産法133条が規定する債権者を故意に加害するという強い意味を持つほどのものではないと考えられるが、詐害性の内容は、倒産法133条の解釈を援用している。

(7)わが国への示唆

債権法改正作業過程において、詐害行為取消権の詐害性の判断基準は、破産法上の類型化に倣って調整が進められており、会社法が想定する濫用的会社分割における「詐害性」の意義も影響を受けうる。会社法の当該規定を民法の詐害行為取消権と並行して理解する場合には、濫用的会社分割を積極的に債務者の財産を減少させる行為である狭義の詐害行為と理解するのか、偏頗行為と理解するのか、相当対価処分と理解するのか問題となる。

本研究から、濫用的会社分割の詐害性をどのようにとらえるかは個別の事情に依るが、分割会社が債権者を故意に詐害する意図はなく、かつ分割会社の積極財産が絶対的に減少している場合、経済的に危機的状況にある分割会社が財産を廉価売却した場合は否認権行使の対象となると考えられ、相当対価処分である場合は実際上偏頗性が観察されたとしても対象とはならないと考えられる。濫用的会社分割を偏頗行為であると解する場合は当然に否認権行使の対象となる。

債権者取消権法が想定する詐害性の意義は、倒産法上の解釈が援用されるが、債務者がその財産を他者に譲渡した物を、債権者が執行拘取できるように戻すという効果を得るために、取消権が行使される余地はあり、両者の性質に相違が存在するため、棲み分けが可能であると考えられる。

詐害性を画一的に定義することは難しいが、否認権行使または取消権行使を決定するための加害ないし詐害の判断基準は、権利行使の相手方が、自己の態様をどのように把握していたかという点に集約すると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

牧真理子, ドイツ法における「詐害」の意義—組織再編法制の検討, 大分大学経済論集, 査読有り, 68巻1・2号, 2016年, 掲載決定

牧真理子, 組織再編に係る決議の効力を争う訴え, 早川勝 = 正井章彦 = 神作裕之 = 高橋英治編『ドイツ会社法・資本市場法研究』査読無し, 448頁-462頁, 2016年, 中央経済社

牧真理子, 新設分割に対する破産法上の否認権の行使, 大分大学経済論集, 査読有り,

67巻6号, 183頁-196頁, 2016年

牧真理子, 株式移転における株式買取請求の「公正な価格」-テクモ株式買取価格決定申立事件-, 大分大学経済論集, 65巻5・6号合併号, 215頁-229頁, 2014年

http://opac.lib.oita-u.ac.jp/?page_id=15#catdb1-TD00010336

牧真理子, ドイツ組織再編法における債権者保護規定—会社分割法制の考察—, 北村雅史 = 高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』, 査読無し, 339頁-351頁, 2014年, 法律文化社

[図書](計1件)

牧真理子, 「組織再編」, 高橋英治編『入門会社法』, 228頁-259頁, 2015年, 中央経済社

6. 研究組織

(1)研究代表者

牧真理子 (MAKI, MARIKO)

大分大学・経済学部・准教授

研究者番号: 60648054